

北海道告示第 10199 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 2 月 9 日

北海道知事 鈴木直道

区域

古平区域（東しゃこたん漁業協同組合の地区のうち、古平町の地域）

根室、歯舞、根室湾中部、別海、野付区域（根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合及び野付漁業協同組合の地区）

区分

総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※ 1 に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業をいう。

総トン数 3 トン以上の漁船による小型漁船漁業（4 から 10 及び 22 から 28 までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）であって、根室漁業協同組合に所属する者が営む漁業

※ 4 から 10 及び 22 から 28 までに掲げる漁業とは、

- 4 北緯 43 度 36 分東経 145 度 21 分の点、北緯 43 度 38 分東経 145 度 24 分の点、北緯 43 度 34 分東経 145 度 29 分の点、北緯 43 度 29 分東経 145 度 26 分の点及び北緯 43 度 36 分東経 145 度 21 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 5 北緯 43 度 30 分東経 145 度 17 分の点、北緯 43 度 32 分東経 145 度 23 分の点、北緯 43 度 20 分東経 145 度 26 分の点、北緯 43 度 19 分東経 145 度 23 分の点、北緯 43 度 22 分東経 145 度 19 分の点及び北緯 43 度 30 分東経 145 度 17 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29 号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 6 北緯 43 度 20 分東経 145 度 26 分の

点、北緯 43 度 26 分東経 145 度 24 分の点、北緯 43 度 27 分東経 145 度 34 分の点、北緯 43 度 21 分東経 145 度 35 分の点及び北緯 43 度 20 分東経 145 度 26 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

7 北緯 43 度 40 分東経 145 度 19 分の点、北緯 43 度 41 分東経 145 度 20 分の点、北緯 43 度 38 分東経 145 度 24 分の点、北緯 43 度 38 分東経 145 度 23 分の点及び北緯 43 度 40 分東経 145 度 19 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域及び北緯 43 度 38 分東経 145 度 17 分の点、北緯 43 度 38 分東経 145 度 16 分の点、北緯 43 度 37 分東経 145 度 20 分の点、北緯 43 度 37 分東経 145 度 20 分の点及び北緯 43 度 38 分東経 145 度 17 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

8 北緯 43 度 37 分東経 145 度 15 分の点、北緯 43 度 37 分東経 145 度 18 分の点、北緯 43 度 36 分東経 145 度 20 分の点、北緯 43 度 35 分東経 145 度 21 分の点、北緯 43 度 33 分東経 145 度 22 分の点、北緯 43 度 33 分東経 145 度 22 分の点、北緯 43 度 32 分東経 145 度 21 分の点、北緯 43 度 32 分東経 145 度 19 分の点、北緯 43 度 29 分東経 145 度 16 分の点、北緯 43 度 25 分東経 145 度 17 分の点、北緯 43 度 25 分東経 145 度 15 分の点、北緯 43 度 28 分東経 145 度 15 分の点、北緯 43 度 36 分東経 145 度 14 分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根海共第 7 号造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

9 北緯 43 度 25 分東経 145 度 15 分の点、北緯 43 度 25 分東経 145 度 17 分の点、北緯 43 度 18 分東経 145 度 24 分の点、北緯 43 度 17 分東経 145 度 23 分の点及び北緯 43 度 25 分東経 145 度

15 分の各点を順次に結んだ線により
囲まれた海域（根海共第 10 号造成漁
場）において操業するほたて貝けた網
漁業及び秋さけ定置漁業であって、別
海漁業協同組合に所属する者が営む
漁業

10 北緯 43 度 38 分東経 145 度 16 分の
点、北緯 43 度 38 分東経 145 度 17 分
の点、北緯 43 度 37 分東経 145 度 22
分の点、北緯 43 度 36 分東経 145 度 21
分の点及び北緯 43 度 38 分東経 145 度
16 分の各点を順次に結んだ線により
囲まれた海域（外海天然二単協漁場）
において操業するほたて貝けた網漁
業

22 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の
漁船によるかにかご漁業であって、根
室漁業協同組合に所属する者が営む
漁業

23 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の
漁船によるかにかご漁業であって、
歯舞漁業協同組合に所属する者が営
む漁業

24 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の
漁船によるかにかご漁業であって、野
付漁業協同組合に所属する者が営む
漁業

25 さんま棒受網を主とする小型漁船
漁業であって、根室漁業協同組合に所
属する者が営む漁業

26 さんま棒受網を主とする小型漁船
漁業であって、歯舞漁業協同組合に所
属する者が営む漁業

27 いか釣りを主とする小型漁船漁業
であって、根室漁業協同組合に所属す
る者が営む漁業

28 たこを主とする小型漁船漁業であ
って、歯舞漁業協同組合に所属する
者が営む漁業をいう。